

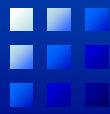
「経営形態の変更に係る方針(素案)」の策定に向けた検討事項

1 事業スキームについて

(1) 概要・特徴(マーケット・サウンディングにおける提案の概要)

事業スキーム	(1) 既存の民間事業者に対して業務を委託する		(2) 新会社(受皿組織)に対して業務を委託する	
	①民間事業者又はJV※に業務を委託する	②民間事業者組合に業務を委託する	①民間が出資する新会社に業務を委託する	②民間と市が出資する新会社に業務を委託する
概要	- 家庭系ごみ収集輸送業務について、市が事業者又はJVと個別に委託契約を行う - 各事業者が職員を雇用する	- 家庭系ごみ収集輸送業務について、市と事業者組合、組合員(事業者)の3者で委託契約を行う - 事業者組合が各事業者に仕事の割り振りを行う - 各事業者が職員を雇用する	- 民間出資により新会社を設立し、家庭系ごみ収集輸送業務について、市と委託契約を行う - 設立・運営とも民間が行う - 新会社が職員を雇用する	- 民間・市出資により新会社を設立し、家庭系ごみ収集輸送業務について、市と委託契約を行う - 設立・運営とも民間が主体となる - 新会社が職員を雇用する
イメージ (代表的なケース)				
特徴 (事業スキーム及び職員移管)	- 事業規模は行政区・一定人数分単位などが想定される - 事業者が事業規模に応じた一定人数(1人～数十人単位)の雇用が想定される - 既存従業員とのバランスを考慮する必要から、基本的に既存事業者の労働条件での雇用となることが想定される	- 事業規模は全業務や一部ごみ種単位、一定人数単位などが想定される - 事業者が事業規模に応じた一定人数(1人～数十人単位)の雇用が想定される - 既存従業員とのバランスを考慮する必要から、基本的に既存事業者の労働条件での雇用となることが想定される - 倒産時や災害時のリスク体制については、組合内で対応できる可能性がある - 事業者組合内での一定程度の統一した条件による雇用が想定される。	- 事業規模は行政区・環境事業センター単位などが想定される - 新会社が事業規模に応じた一定人数(数十人～数百人単位)を雇用する - 雇用人数・給与水準は、市からの委託料等により新たに新会社で決定することが想定される(市が設立時に事業規模の設定等及び運営に一定のコントロール)	- 事業規模は全業務・環境事業センター単位などが想定される - 新会社が事業規模に応じた一定人数(数百人～全職員)を雇用する - 雇用人数・給与水準は、市からの委託料等により新たに新会社で決定することが想定される(市が設立時に事業規模の設定等及び運営に一定のコントロール) - 就業規則・労働条件についても市の関与が想定される

※JV(joint venture)とは、複数の異なる企業等が共同で事業を行う組織のこと、共同企業体。



「経営形態の変更に係る方針(素案)」の策定に向けた検討事項

1 事業スキームについて (2) メリット・デメリットの整理

事業スキーム	(1) 既存の民間事業者に対して業務を委託する	(2) 新会社(受皿組織)に対して業務を委託する
メリット	・業務を受託する意思を有する(又は、その可能性のある)事業者は中小規模ではあるが、相当程度存在する。 ・既存事業者組合を活用する場合、組合が各組合員に仕事の割振りを行うため、事業者の選定事務が比較的容易になる	・新会社に市が出資を行う場合、市民サービスの維持等に関する行政側の管理監督が容易になる。 ・市が職員移管時の労働条件をコントロールできる自由度が比較的高い。 (・新会社に市が出資を行う場合、会社設立の可能性が高くなる。)
デメリット	・一部の種類・地域の業務について、参加事業者が現れない可能性がある。 ・既存事業者に受入れが期待される市職員数は限定的である。 (・業務委託契約の内容として、市職員を一定数雇用することを条件にすることには問題がある。)	・一部の種類・地域の業務について、出資者が現れない可能性がある。 ・公的関与が高くなれば、民間化度合いは低くなる。

事業スキームについての課題等

- ①「事業の民間化」と「職員の非公務員化」を同時に実現する具体的手法としては、過去の民間化事例からも新会社(受皿組織)を設立することが現実的であると考えられる。
- ②新会社(受皿組織)の設立にあたっては、「民でできることは民へ」の基本方針を踏まえ、民間資本の出資を優先的に検討すべきである。
- ③一部の種類・地域の業務について民間資本の出資が期待できない場合には、本市の出資を検討せざるを得ないと考えられる。ただし、公的関与については、できるだけ早い段階で見直すべきである。

「経営形態の変更に係る方針(素案)」の策定に向けた検討事項

2 事業の発注方法（「一括委託」か「分割委託」か）

発注方法	一括委託	分割委託
メリット	・1事業者を選定すればよい。 ・市民サービスの維持に関して、委託事業者が1つであるため行政側の管理監督が比較的容易である。 ・災害時等の対応において、1つの委託事業者と連絡調整を行えばよい。	・複数の事業者が応札できそうな規模に分割すれば、競争性を確保できる可能性がある。 ・市民サービスの維持に関して、より質の高い事業者への入れ替えが比較的容易である。 ・倒産・ストライキの場合、迅速な代替事業者の選定が比較的容易である。
デメリット	・将来的にも委託先が特定事業者又は新会社に固定(独占)される可能性がある。 ・事業規模が大きいと、参入事業者又は出資者が現れない可能性がある。 ・市民サービスの維持に関して、より質の高い事業者への入れ替えが困難である。 ・倒産・ストライキの場合、迅速な代替事業者の選定が困難である。	・一部の種類・地域の業務について、参入事業者又は出資者が現れない可能性がある。 ・市民サービスの維持に関して、委託事業者が多くなるほど行政側の管理監督に手間やコストがかかる。 ・災害時等の対応において、多くの委託事業者と連絡調整を行う必要がある。

事業の発注方法についての課題等

- ①本市の事業を一括して受け入れることができる事業者については、市場を形成するほど複数は見出し難い状況である。(市場が成立している事業系の一般廃棄物及び産業廃棄物の業界を見ても中小事業者が大半であり、全国的に事業を展開している事業者は見られない。)
- ②将来的な市場での競争性の確保という観点から、大阪市においても一括委託ではなく、分割委託すべきと考えられる。ただ、分割するとしても何を基準に分割するのか、地域ごとか、事業の種類ごとかについて検討していく必要がある。